

仕様書

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

(担当: 三井、陰地 電話: 075-222-4016)

件名	支障木伐採業務
実施場所	東九条地区（住所: 京都市南区東九条南河原町）
契約期間	契約の日の翌日から令和8年3月31日まで
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 受託者は、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法及び労働安全衛生法その他関連法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 業務の目的</p> <p>本市管理地にある樹木の伐採及び処分を行うものである。作業にあたっては、通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。</p> <p>3 業務内容</p> <p>(1) 伐採対象</p> <p>実生木 約15本（平均幹周 約25cm、高さ 約6m） 竹 密集（約170m²） ※ ただし、あくまで想定数量であり、実際の排出量は変動する可能性があるため、入札前に現地を確認すること。</p> <p>(2) 処分業務</p> <p>業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。</p> <p>(3) フェンスバリケード及び単管バリケードの撤去・設置</p> <p>伐採作業に支障になるフェンスバリケード及び単管バリケードを一旦撤去し、再設置を行う。 なお、再設置については現地にある材料を再利用するものであるが、材料が不足する場合は、本市が材料を支給するものとする。</p> <p>4 業務範囲</p> <p>下記、個所図、写真のとおり 京都市南区東九条南河原町29他</p> <p>5 履行確認等</p> <p>作業を行う際、写真撮影を行い、作業終了後は、完了届とともに作業写真（作業前、作業中及び作業完了時）を提出すること。</p> <p>6 その他特記事項</p> <ul style="list-style-type: none">作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・

- 損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 作業にあたっては、通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可が必要な場合は、担当者へ相談すること。
 - ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
 - ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
 - ・ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
 - ・ 現地の下見については、前日の17時までに必ず以下の連絡先へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に下見場所へ来ること。

(連絡先)

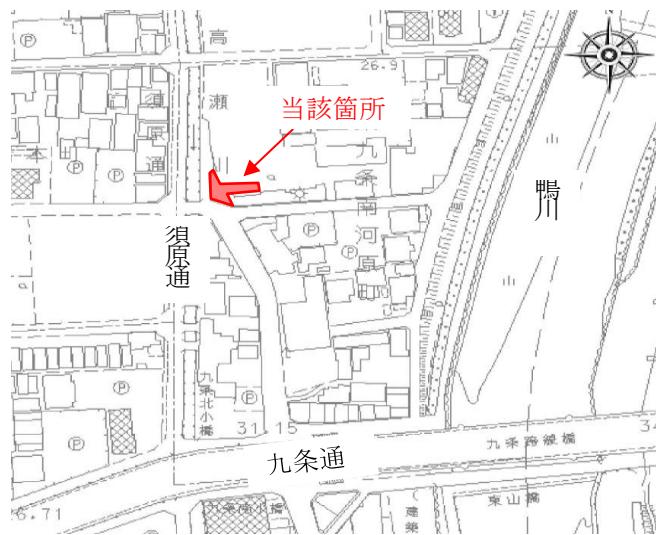
都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：三井、陰地）

電話番号：075-222-4016

対象樹木写真



位置図



バリケードの現況と再設置の形状について

現況



再設置の形状

